

1 静岡市教育大綱の策定目的

地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画(以下、「国の計画」という。)に規定する「基本的な方針」を参酌し、その地域の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3)。

なお、地方公共団体が、教育振興基本計画を定めている場合には、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えると判断することができることとされている(平成26年7月17日付け 文部科学省初等中等教育局長通知)。これを踏まえ、本市では、これまで、静岡市教育振興基本計画(以下、「市の計画」という。)を教育大綱と位置付けていた。

しかし、国の計画が、「全世代」を対象とした「教育・学術・文化に関する総合的な施策の大綱」であるのに対し、本市の計画は、「こども」を対象とした「学校教育機関を中心とした取組の計画」となっており、対象者及び対象範囲の点で「総合的な施策の大綱」とはなっていなかった。

そこで、「全世代」を対象に、「学術や文化」も含めた「総合的な施策の大綱」となりうる教育大綱を策定する必要がある。

また、教育の普遍的使命は変わらないものの、社会や時代が大きく変化する中、目指す社会の姿についても、一人ひとりの幸福感を高めていくことや、予測できない未来に向けて持続可能な社会を創っていくことが重要視されている。このような背景のもと、今の時代に相応しい教育の理念、基本方針を定め、政策体系を構築していくことが必要である。

よって、静岡市教育大綱は、既存の個別計画を包含するとともに、それらに不足している取組や、各計画を横断的に、政策を総合化していく必要がある取組を重点取組方針と位置付けて、政策を推進していく。

2 政策の総合化

令和5年度第1回総合教育会議(令和5年12月6日開催)では、子育て・教育現場で活動をする方から現場の課題を説明していただいた。その中で、例えば、「発達の気になる子」への支援について、1歳6カ月検診での早期発見・早期支援の必要性や就学前からの医療機関・福祉機関による包括的な支援の必要性が説明された。

しかしながら、発達の気になる子への支援については、本市の教育振興基本計画では、就学後の学校内での支援しか記載されていないため、教育大綱では、総合的な施策を記載していく必要がある。そこで、子ども未来局が所管する「静岡市子ども子育て若者プラン」や、保健福祉長寿局が所管する「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」といった計画も包含した形で、就学前から卒業後までの総合的な支援が図れるよう政策を総合化していく必要がある。

これは不登校対策などでも同様に必要である。

【政策の総合化のイメージ】

	「発達の気になる子の支援」の例	「不登校対策」の例
静岡市教育振興基本計画に記載されている取組	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教室支援員の配置 (2) 自閉症・情緒障害学級の授業改善 (3) 医療的ケア看護職員の配置 (4) 教職員研修の実施 (5) アセスメント支援 (6) 専門家チームの設置 (7) 就学に関する相談の実施 (8) 特別支援学級・通級指導教室の新設 (9) インクルーシブ教育を推進するための施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常勤講師、パート看護師の配置・派遣 (2) スクールカウンセラーの配置 (3) 教育相談員の配置 (4) 訪問教育相談員の配置 (5) 適応指導教室の運営 (6) 不登校対応研修プログラムの実施 (7) いじめ防止等のための基本方針の徹底 (8) 自他を大切にす心の育成 (9) 校舎トイレの様式化改修
他の計画に記載の取組や新たに必要とする取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査での早期発見 ・発達早期支援事業(あそびのひろば、ぱすてるひろば) ・幼児言語指導教室 ・障がい児保育事業 ・ICTを活用した新たな教育の実践 ・障がい者雇用の推進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒へのICT等を活用した学習支援 ・NPO等フリースクール等との連携 ・学びの多様化学校(不登校特例校)の設置 ・ひきこもり対策推進事業 ・「ネットいじめ」対策 ・不登校だった方への学びの機会の提供 など